

畜産高度化支援リース事業 改正のポイント

○ 経営リース

✓ 貸付施設等に「簡易畜舎」*を追加

畜産クラスター事業等国の施策を補完し、意欲ある畜産農家の飼養頭数増頭等に対し、臨機応変に対応できるよう、特認施設等の手続きを省略化。実施要領別表1「家畜飼養管理施設等」に追加

✓ 貸付施設等に「太陽光発電システム関連機器」*を追加

自然エネルギーを活用し、エネルギーコストを低減することで経営合理化を推進。別表1に追加

✓ 貸付施設等に「6次産業化に関する施設等」を追加

生産した畜産物に付加価値を生み出し所得向上、再生産の確保を図るため、食肉加工品製造設備、乳製品製造設備等を追加

* 「簡易畜舎」「太陽光発電システム関連機器」については、「畜産高度化支援リース事業留意事項(通常リース)」に定めるものに限ります。

○ 食肉リース

✓ 中古機械等の直接リースを開始

中古機械等の活用を図るため、食肉事業協等の組合員に対し、中古機械等の貸付けに、直接リースを導入

✓ 借受者に、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人を追加

食肉流通の合理化、衛生水準等の高度化を図る者に広く活用を推進

○ 生乳リース

✓ 借受者である集送乳業者の範囲を拡大

生産者協議会と契約している集送乳業者もリースが可能となるよう追加

✓ 個人・中小法人乳製品製造業者も借受者に追加

国産生乳の流通活発化を目指し、国産生乳を使用して乳製品を製造する者を借受者に追加

✓ 乳製品製造機器のリースも可能に

上記の中小法人乳製品製造メーカーが利用する乳製品製造機器を別表3の貸付機械等に追加